

# ポイント1

## 紛失・盗難、住所変更などのお届け先

<通帳・カードなどの紛失、盗難><住所・氏名の変更><暗証番号の変更>

### 1 通帳・印鑑やキャッシュカードを紛失・盗難にあわれたら？

◆すぐにお電話ください！

平日 (AM8:45~PM5:00)	村上しんきんの各営業店 (電話番号は表面をご覧ください)
土曜・日曜・祝日 (24時間)	03-6433-2548 (しんきんサービスセンター)

◆盗難の場合は、警察にもお届けください。

◆その後、書面でお届けください！

電話では仮のお届けになります。その後、正式に書面でお届けいただきますので、お早めにお取引店へお申し出ください。

ご用意いただく書類

●通帳やカードを紛失されたとき

①お届け印 ②本人確認書類 など

●印鑑を紛失されたとき

①通帳または証書 ②今後ご使用予定の印鑑 ③本人確認書類 など

※通帳、カードの再発行の場合には、手数料(1,080円)が必要となります。

※通帳・カード・印鑑を発見されたときは、発見された通帳・カードおよびお届け印、新しく使用される予定だった印鑑と本人確認書類をご持参のうえお取引店にお申し出ください。

### 2 住所が変わったときは？

◆書面での届けが必要！

ご用意いただく書類

①通帳 ②お届け印 ③本人確認書類 (新しいご住所の記載があるもの)

④当座預金、ご融資のお取引があるお客さまは、住民票および登記事項証明書 など

### 3 姓が変わったときは？

◆書面での届けが必要！

ご用意いただく書類

①通帳 ②お届け印 ③本人確認書類 ④新しいお届け印 (お届け印を変更される方)

⑤当座預金、ご融資(カードローンを除く)のお取引があるお客さまは、戸籍謄(抄)本・印鑑証明書 など

⑥住民票 (同時に住所を変更されるご融資のある方)

### 4 届出印鑑を変更するときは？

◆書面での届けが必要！

ご用意いただく書類

①通帳 ②お届け印 ③今後ご使用予定の印鑑 ④本人確認書類 など

### 5 暗証番号を変更したいときは？

◆ATMにて変更できます！

村上信用金庫内のATMならいつでも変更できます。事故防止のため、生年月日・電話番号・番地・車のナンバー・「1111」・「1234」等、安易に推察できる番号はおやめください。

詳しくは、  
窓口または渉外担当者  
にお問合せください

本人確認書類とは、

運転免許証・マイナンバーカード・住基カードなど顔写真付き確認書類、  
登記事項証明書などの書類です。

## ポイント2

### 預金等の不正な払戻し被害の補償について

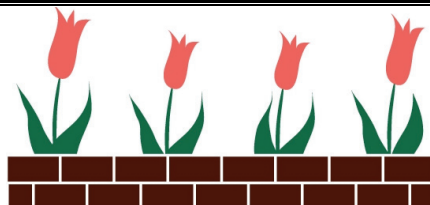
当金庫では、キャッシュカードの偽造・盗難、通帳・証書の盗難およびインターネットバンキングを利用した不正な取引等によって、お客さまの大切なご預金等が不正に引き出されることがないように対応しておりますが、万一、個人のお客さまがこのような被害に遭われた場合には、原則として当金庫が補償させていただきます。

#### 1 預金等の不正な払出し被害に係る補償基準等について

		偽造キャッシュカード被害	盗難キャッシュカード被害	盗難通帳・証書被害	インターネットバンキング被害
補償基準	お客さまに重大な過失または過失がなかった場合	原則として被害額の全額を補償します。			
	お客さまに過失があった場合	原則として被害額の全額を補償します。	原則として被害額の75%を補償します。	原則として当金庫所定の基準により補償します。	お客さまの被害に遭われた状況等を踏まえ、当金庫において個別に補償を判断します。
	お客さまに故意または重大な過失があった場合	被害金額は補償いたしかねる場合があります			
補償のためにご協力いただく事項		①当金庫へ速やかにご通知いただくこと。 ②当金庫へ十分なお説明をいただくこと。 ③警察署への被害届の提出やその他盗難に遭われたことを推測するに足る事実の確認ができるものをご提示いただくこと。 ④お客さまによる警察署への被害事実等の事情説明やその捜査へご協力いただくこと。			

#### 盗難キャッシュカード・盗難通帳又は証書・インターネットバンキング被害が発生した場合にご注意いただきたいこと

- ①盗難キャッシュカード・盗難通帳又は証書・インターネットバンキング被害に対する補償対象は、原則として当金庫に通知が行われた日の30日前の日以降に遭った被害です。
- ②お客さまの配偶者、二親等内の親族、同居の親族等によってご預金等が引出された場合や被害状況にかかる重要事項についてお客さまから虚偽の説明があった場合などには、補償いたしかねる場合があります。



< 裏面へ >

## 2 お客さまの「重大な過失」または「過失」となりうる場合

	「重大な過失」となりうる場合	「過失」となりうる場合
偽造・盗難キャッシュカード被害	①他人に暗証番号を知らせた場合(※1) ②暗証番号をキャッシュカード上に書き記していた場合 ③他人にキャッシュカードを渡した場合(※1) ④その他①～③までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合	(1)次の①または②に該当する場合 ①生年月日、電話番号などのナンバーを暗証番号にしていた場合で、かつ、キャッシュカードをそれらの暗証番号を推測させる書類等(免許証など)とともに携行・保管していた場合 ②暗証番号を容易に第三者が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合 (2)次の①のいずれかに該当し、かつ、②のいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合 ①暗証番号の管理 ア. 生年月日、電話番号などのナンバーを暗証番号にしていた場合 イ. 暗証番号をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など当金庫の取引以外で使用する暗証番号としても使用していた場合 ②キャッシュカードの管理 ア. キャッシュカードを入れたお財布などを第三者に容易に奪われる状態においた場合 イ. 酔てい等、キャッシュカードを容易に他人に奪われる状況においた場合 (3)上記(1)、(2)の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合
証書被害 盗難通帳・	①他人に通帳(証書)を渡した場合※ ②他人に記入、押印済みの払戻請求書、諸届を渡した場合(※1) ③その他お客さまに①および②の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合	①通帳(証書)を第三者の目につきやすい場所に放置するなど、他人に容易に奪われる状態においた場合 ②届出印の印影が押印された払戻請求書、諸届を通帳(証書)とともに保管した場合 ③印鑑を通帳(証書)とともに保管していた場合 ④その他お客さまに①～③の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合
インターネットバンキング被害		お客さまの被害に遭われた状況等を踏まえ、個別の事案ごとに判断させていただきます。

(※1)病気の方が介護ヘルパー等に対してこれらを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はその限りではありません。

### ポイント3

## 「預金保険制度」のご案内

預金保険制度により、当座預金や利息のつかない普通預金等は「決済用預金」として全額保護され、定期預金や利息のつく普通預金等は、1金融機関につき預金者1人あたり元本1,000万円までと、破綻日までの利息等が保護されます。

### 1 預金保険対象商品と保護の範囲

	預金等の分類		保護の範囲
預金保険の対象預金等(注1)	決済用預金(注2)	当座預金、利息のつかない普通預金等	全額保護
	一般預金等	利息のつく普通預金、定期預金、定期積金、元本補てん契約のある金銭信託(ビックなどの貸付信託を含みます)、金融債(保護預り専用商品に限ります)等	合算して元本1,000万円までと破綻日のまでの利息等(注3)を保護 (1,000万円を超える部分は、破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます。一部カットされることがあります。)
預金保険の対象外預金等	外貨預金、譲渡性預金、金融債(募集債及び保護預り契約が終了したもの)等		保護対象外 (破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます。一部カットされることがあります。)

(注1)他人・架空名義の預金、導入預金などは保護の対象から除外されます。(注2)「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3要件を満たす預金をいいます。(注3)仕組預金の利息等については、お預け入れ時における通常の円定期預金(仕組預金と同一の期間および金額)の店頭表示金利までが預金保険の対象となり、それを超える部分は預金保険の対象外となります。

### 2 保険の対象となる金融機関

- 信用金庫    日本国内に本店がある銀行    信用組合    労働金庫  
信金中央金庫    全国信用協同組合連合会    労働金庫連合会    商工組合中央金庫